

閣 郵 委 第 5 号 の 1
平成 3 1 年 2 月 2 7 日

金融庁長官
遠藤 俊英 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政

郵政民営化法施行令の改正について（意見）

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 付 け 金 企 市 第 1 9 9 号 ・ 総 情 貯 第 2 6 号 を も っ て 意 見 を 求 め ら れ た 事 案 に つ い て 、 審 議 の 結 果 、 下 記 の と お り 意 見 を 提 出 す る。

記

- 1 標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。
- 2 金融庁長官及び総務大臣は、政令改正後の他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情及びゆうちょ銀行の経営状況について、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に必要な応じ報告されたい。
なお、当委員会としては、上記の内容に関し、ゆうちょ銀行から定期的に報告を求めることとしている。

閣 郵 委 第 5 号 の 2
平成 3 1 年 2 月 2 7 日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政

郵政民営化法施行令の改正について（意見）

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 付 け 金 企 市 第 1 9 9 号 ・ 総 情 貯 第 2 6 号 を も っ て 意 見 を 求 め ら れ た 事 案 に つ い て 、 審 議 の 結 果 、 下 記 の と お り 意 見 を 提 出 す る。

記

- 1 標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。
- 2 金融庁長官及び総務大臣は、政令改正後の他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情及びゆうちょ銀行の経営状況について、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に必要な応じ報告されたい。
なお、当委員会としては、上記の内容に関し、ゆうちょ銀行から定期的に報告を求めることとしている。